

所沢市二酸化炭素排出量可視化事業 業務委託事業者募集要領

1 目的

市内事業者に二酸化炭素排出量可視化支援を行い、自社の事業活動による二酸化炭素排出量の実態を把握することにより、削減に向けた改善行動を促進する。

また、所沢市脱炭素経営ネットワーク会議等にて、二酸化炭素排出量可視化支援により得られた効果等を共有する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

所沢市二酸化炭素排出量可視化事業業務委託（以下、「本事業」という。）

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 限度額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 担当部署

郵便番号：〒359-8501

住所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所高層棟5階 マチごとエコタウン推進課

担当：所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133

FAX：04-2998-9394

メールアドレス：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 平成31年度以降に、本事業に類似する業務委託を履行した実績のある事業者であること。

(2) 次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 市区町村税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

キ 当市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

6 スケジュール

内容（方法）	日程
公募及び質問受付開始 （市ホームページに掲載）	令和6年4月11日（木）
質問受付期限 （電子メール）	令和6年4月18日（木）正午 ※電子メール送信後、「4担当部署」に受信確認の電話をすること。
質問回答 （市ホームページに掲載）	令和6年4月26日（金） ※質問を行った法人名等は掲載しない。
参加表明の受付期限 （持参または郵送）	令和6年5月2日（木）午後5時15分
企画提案書の提出期限 （持参または郵送）	令和6年5月13日（月）午後5時15分
審査 （書面）	令和6年5月14日（火）から令和6年5月22日（水）
結果の公表	令和6年5月23日（木）（予定）に、提案書等提出事業者全員に審査結果を通知するとともに、市ホームページで公表する。
契約の締結	令和6年5月30日（木）（予定）

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、「プロポーザル参加表明書(様式1)」、「会社概要書(様式2)」及び「誓約書(様式3)」を提出すること。上記書類により参加資格要件が認められない場合、参加は認められない。

(1) 参加表明書受付期限

令和6年5月2日(木)午後5時15分必着

(2) 提出方法

「4 担当部署」へ持参または郵送

(3) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行う。審査の結果、参加資格を満たさない事業者に対してのみ、速やかに文書にて通知する。

8 質問の受付

本事業の企画提案に関する質問は、質問書(様式4)をWord形式で以下のとおり提出するものとする。

(1) 受付期限

令和6年4月18日(木)正午必着

(2) 提出方法

ア 「4 担当部署」へ電子メールで提出すること。

イ 電子メールの件名は「二酸化炭素排出量可視化事業業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。

ウ 電子メール送信後、電話により提出先へ受信の確認をすること。

電話受付時間：閉庁日を除く午前8時30分~午後5時15分(最終日は正午まで)

(3) 回答

令和6年4月26日(金)までに、市ホームページ上に全ての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

9 企画提案書の提出(1参加者につき1提案)

以下の提出書類を作成し、提出期限までに紙文書にて持参又は郵送により提出すること。

また、併せて電子メールでPDFデータを送付すること。なお、作成にあたっては、別紙仕様書の条件を満たし、且つより良い事業にするための提案を行うこと。

(1) 提出書類

ア ②から⑤までの書類は、順番に綴り各書類にインデックスラベル(見出し)を貼付すること。

イ 文字、図表等は白黒・カラーを問わないものとし、フォントサイズは 11 以上とすること。

ウ 正本 1 部、副本 6 部を作成すること。

エ 各書類の表紙、目次、あい紙については、枚数にカウントしないものとする。

No.	提出書類	注意事項
①	表紙	指定様式（様式 5） ・ 正本には、代表者印を押印すること。
②	実施体制	自由様式（A4 判 2 枚以内、両面印刷可） ・ 実施体制図及び予定担当者の経歴を記載すること。 ・ 個人情報の管理体制を記載すること。 ・ 業務の一部を別事業者等に委託する又は協力を受ける場合は、当該事業者を併せて記載すること。
③	類似業務実績	指定様式（様式 6） ・ 平成 31 年度以降に実施した類似業務実績を記載すること。
④	企画提案	自由形式（A4 判 20 枚以内、両面印刷可） ・ 仕様書に基づき作成すること。
⑤	見積書	自由様式（A4 判 2 枚以内、両面印刷不可） ・ 消費税及び地方消費税を含む価格を記載すること。 ・ 価格の内訳書（自由様式）も併せて添付すること。

（2）提出期限

令和 6 年 5 月 13 日（月）午後 5 時 15 分必着

受付時間：閉庁日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（3）提出先

「4 担当部署」へ持参又は郵送

10 選定委員会の設置及び審査

（1）企画提案書審査

ア 期間

令和 6 年 5 月 14 日（火）～令和 6 年 5 月 22 日（水）

イ 審査方法

企画提案は、選定委員会において審査する。書面による審査とし、対面によるプレゼンテーション等を行わない。ただし、提出された企画提案書について評価者等から質疑が出された場合、電話又は電子メールによるヒアリングを行う。

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「審査基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の優先交渉権者として決定する。なお、応募が 1 者であった場合

も審査・選考を行うものとする。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
業務遂行能力	業務を効果的及び効率的に遂行するための人員配置等がなされているか
	類似実績があり、問題なく実施が見込めるか
本事業に関する 提案内容	具体的な連携機関等の提案がされているか
	支援対象事業者数が提案内容に見合っており、妥当であるか
	支援対象事業者への事前説明に具体的な方法を検討しているか
	二酸化炭素排出量の可視化にあたり、支援対象事業者の特徴や傾向が容易に把握できるよう工夫のある提案がされているか
	排出状況から課題を整理し、支援対象事業者の状況に応じた効果的な支援等ができるような提案がされているか
	結果報告書の記載内容に対する具体的な提案がなされているか
	スケジュールの考え方、各業務の進捗管理が明確に整理されており、適切であるか
積算内容の妥当性	見積りが業務内容に見合っており、妥当であるか

※配点は非公開とする。

(3) 審査結果の公表

令和6年5月23日(木)(予定)に、参加したすべての者に文書で通知する。また、市ホームページに掲載する。

(4) 契約

優先交渉権者は、市と契約に向けた協議をする。なお、協議の結果、優先交渉権者と契約に至らなかった場合には、次点のものと契約に向けた協議をする。

11 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

イ 提案者は市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する

場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 本プロポーザルの参加意思表示後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式7）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

12 失格要件

「プロポーザル参加表明書（様式1）」の提出後、以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは審査をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。